

電気工事業登録申請の手数料に関する  
納付書 送付依頼書 (R8.12.31まで)

## ○送付先(★すべて記入してください)

郵便番号	
住所	
申請者名	
連絡先電話番号	※記載不十分、不明りょうなど連絡できないと送付できない場合があります

## ○送付が必要な申請内容

★ 必要な手続き名の太枠内の「チェック欄」にチェック「✓」を記入してください。

手続き名	手数料の額(円)	チェック欄
新規登録申請	22,000	
更新登録申請	12,000	
登録証記載事項の訂正(変更届) (注)個人・法人名、住所、電気工事の種類の変更の場合	2,200	
登録証の再交付申請	2,200	
登録簿謄本交付請求	請求対象1事業者 につき 600 ~	
登録簿閲覧請求	請求対象1事業者 につき 440	( 回)

## &lt;注意！&gt;

★ 納付書の使用期限は、納付書に記載がある12月31日までです。この日までに手数料を支払う手続について記入・送信してください。令和9年1月1日以降に支払うための納付書としては使えません。

★ 令和9年用の納付書は1月6日(火)から郵送依頼を受け付けます。

## 【備考欄】

## ○送付依頼書の送り先

★ 上記の「送付先」と「送付が必要な申請内容」を記入し、電子メールまたはファクシミリで送信してください。

&lt;注意！&gt;ファクシミリした時は、紛失防止のため必ず県庁産業振興課へ着信確認の電話をしてください!!

## &lt;送信先&gt;

島根県庁産業振興課(電話 0852-22-5486)  
電子メール denki-nihotanto@pref.shimnane.lg.jp  
ファクシミリ 0852-22-5638